弁護士会の憲法宣言　～日本国憲法の基本原理～

静岡県弁護士会は、去る二月二四日開催された臨時総会において、「日本国憲法の基本原理を堅持する宣言」を賛成大多数で可決した。これは近時の改憲の動きの中で、現行日本国憲法を頂点とした諸法規に則り、基本的人権の擁護と社会主義の実現を使命とする弁護士（弁護士法一条）の団体として、その姿勢を明確にしておく必要があったからである。その内容はおよそ以下のとおりである。

宣言は、第一に、近代憲法は国家または為政者の権力を制限して国民の自由と平等を守るためにあるものであり、日本国憲法もその例外ではなく、日本国民の自由と平等を守るための礎である。第二に、日本国憲法は主権が国民にあることを宣言し、基本的人権の保障を基本原理としている。第三に、日本国憲法は、戦争を放棄し、戦力を保持しないという徹底した平和主義に立脚する。日本国憲法が以上の理念と基本原理の下に成り立っていることをまず確認している。そして、近時の改憲論は、国家や社会の秩序の維持を個人の権利・自由に優先させ、国民の責務・公益や公共の秩序（「公共の福祉」ではない）への協力を明記し、憲法に国民の行動規範としての役割を果させようとするものであること、戦力の不保持と交戦権の否定を定めた九条二項を削除して自衛隊を軍隊として集団的自衛権を認めることは「戦争の放棄」（九条一項）につながらないものであることを理由に、近時の改憲論は日本国憲法の前記理念・基本原理に反しており改正の範囲を超えているとしている。特に、第一次大戦後の一九二八年に締結されたパリ不戦条約には日本国憲法九条一項と全く同旨の「国際紛争を解決する手段としての戦争放棄」を定めた条項があり、日本・ドイツ・イタリアを含めた一五ヶ国がこれを批准したにも拘らず第二次世界大戦が起きた。このことは戦争の放棄を宣言するだけでは戦争の阻止につながらなかったという歴史の現実を示していると指摘している。

私共は、今こそ、人類が長い歴史を経て近代においてようやく憲法に基づく国家社会体制（立憲主義）に到達した意味と、それにも拘らずその中で何故多くの戦争が発生して莫大な数の命や財産が失われなければならなかったのかを真剣に考えなければならないと思う。

【平成１８年３月２１日　静岡新聞　朝刊　掲載】